

同日落札数制限方式の試行導入について

平成 31 年 2 月 20 日
登米市総務部総務課

市が発注する建設工事、建設関連業務、役務の提供等及び物品の製造・販売等において、事業者の受注機会の均衡を図るため、同日落札数制限方式を試行的に導入します。

1 同日落札数制限方式

同日に開札する同業種の入札案件について、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限することをいいます。

2 対象入札案件

以下の条件をすべて満たすと認められた場合に実施できるものとし、登米市競争入札契約業者指名委員会に諮り、制限する落札件数を決定します。

- (1) 登米市契約規則（平成 17 年規則第 41 号）第 22 条に規定する契約の種類及び金額を超える総務課契約案件であること
- (2) 発注対象となる工種（業種）が同一であること
- (3) 入札方式、入札参加資格要件が同一であること
- (4) 工期（履行期間）が同一または重複すること
- (5) 原則として、公告日（指名通知日）、開札日が同一であること
- (6) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること

3 落札者の決定

対象入札案件では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、制限した件数を落札した場合は、当該落札した入札案件後に行う入札は無効とします。

(例)：1 者 2 件までの落札制限を設定した場合

	案件① 予定価格 1000 万円		案件② 予定価格 800 万円		案件③ 予定価格 780 万円		案件④ 予定価格 700 万円	
	900 万円	落札	750 万円	落札	750 万円	無効	650 万円	無効
A 社	900 万円	落札	750 万円	落札	750 万円	無効	650 万円	無効
B 社	940 万円		760 万円		760 万円	落札	660 万円	
C 社	950 万円		760 万円		770 万円		650 万円	落札
D 社	950 万円		700 万円		780 万円		670 万円	
E 社	960 万円		700 万円		780 万円		670 万円	

4 同日落札数制限方式の通常入札への移行

実際の入札において、入札辞退や入札無効により、競争性が確保できないおそれがある場合は、同日落札数制限方式として入札公告または指名通知を行った入札案件でも、開札時に同日落札数制限方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

5 適用

平成 31 年 3 月 1 日以降に入札公告または指名通知する案件から適用

登米市競争入札の同日落札数制限に係る試行基準

平成 31 年 2 月 20 日制定

(目的)

第 1 条 この基準は、市が発注する建設工事等において、受注する能力及び意欲がある事業者に受注機会の確保を図るため、市が同時期に発注する競争入札において、同一事業者への受注集中を制限することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において「同日落札数制限方式」とは、同日に開札する同業種の入札において、同一事業者が複数の入札案件を請け負うことを制限することをいう。

(落札数制限基準)

第 3 条 対象とする入札は、同日に複数の入札を実施する場合であって、当該入札が次の要件を全て満たすと認められるときは、複数の入札のうち同一事業者が請け負うことができる件数を制限することができるものとする。

(1) 登米市契約規則（平成 17 年規則第 41 号）第 22 条に規定する契約の種類及び金額を超える総務課契約案件であること。

(2) 発注対象となる工種（業種）が同一であること。

(3) 入札方式、入札参加資格要件が同一であること。

(4) 工期（履行期間）が同一または重複すること。

(5) 原則として、公告日（指名通知日）、開札日が同一であること。

(6) 適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できること。

2 同日落札数制限方式を設定する場合は、登米市競争入札契約業者指名委員会の審議に付し、決定するものとする。

(落札数制限の方法)

第 4 条 同一事業者が同日落札数制限方式の複数の入札に参加し、当該複数の入札のうち制限するとした件数を落札したときは、当該落札した入札以降に行う入札に参加する資格を有しないものとする。

2 前項の規定に違反した者の入札は無効とする。

3 同日落札数制限方式を設定するときは、入札公告または指名通知書においてあらかじめ周知するものとする。

(落札数制限の解除)

第 5 条 落札制限を設定した複数の入札のうち、入札辞退又は入札参加者が前条第 1 項に該当することとなったことにより、当該入札の競争性が確保できない場合は、当該入札に設定された落札数制限を開札前に解除できるものとする。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。